

総社市石原公園遊具更新工事 要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、総社市が実施する総社市石原公園遊具更新工事（設計・施工一括発注方式）におけるプロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

参加者は、本要求水準書に明記されている事項を満たしたうえで、本工事に関する企画提案を行うことができる。

また、本工事の契約者は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2 工事内容等

- (1) 実施設計
- (2) 既存遊具等撤去工事（基礎撤去，運搬処分を含む。）
- (3) 遊具設置工事（製品本体，現場搬入，組立据付，基礎工事，製品本体の工場制作（工場検査等）を含む。）
- (4) 安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン，安全マット（接着型），安全柵等）
- (5) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地等）
- (6) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて。）
- (7) 使用上の注意看板等設置工事

3 要求要件

【目的物に関する事項】

- (1) 工事名及び工事場所

「総社市石原公園遊具更新工事」総社市中央一丁目11番101

- (2) 契約上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※「2 工事内容等」の全てを含む。

- (3) 撤去対象遊具

- ・複合遊具（石山）
- ・踏み板式ブランコ4連
- ・すべり台
- ・ジャングルジム
- ・鉄棒3連

- (4) 更新遊具

① 使用対象

3歳から12歳まで（幼児：3歳から6歳まで，児童：6歳から12歳まで）

② 配慮事項

- ・遊具の対象年齢は3歳から12歳までとするが、事故回避のため幼児対象エリアと児童対象エリアを区分すること。
- ・遊具の材質・塗装は、耐久性が優れたものとする。
- ・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。特に地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。
- ・各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ・子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような遊具を設置すること。
- ・北広場と南広場をつなぐゆったりとした通路（幅6m以上）が1箇所以上できるような遊具を配置すること。
- ・遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPPA-SP-S：2024）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ・本工事の施工にあたっては、岡山県制定「土木工事共通仕様書」及び国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に基づき実施すること。
- ・（一社）日本公園施設業協会 SP マーク表示認定企業の製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士の資格を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- ・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・工事により移設や撤去が必要な施設（樹木等）があれば、契約金額の範囲内で対応すること。ただし、移設や撤去は必要最小限の範囲内で行い、特に樹木は現状のままを基本とすること。
- ・工事に伴い、公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- ・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット（接着型）、安全柵等を適切に配置すること。
- ・上記のほか、提案遊具の形状等を考慮し安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材の敷設を検討すること。
- ・近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。
- ・保護者が容易に子どもたちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮すること。

【要求水準】

総社市石原公園は、本市最初の都市公園として昭和42年に整備された。

この公園は、樹木に囲まれたまちのオアシスとして高齢者をはじめ地域住民に根付いていることから、落ち着いた空間となることに重きを置き、例えば緑や木目調の色彩を使用するなど、周囲と雰囲気が調和するよう配慮することを期待する。

また、石山は石原公園のみならず、市中心部のランドマーク的存在であることから、更新にあたっては、石山のイメージが残るデザインを期待する。また、広幅のすべり台も子どもたちに親しまれているため、それらを組み合わせたかたちでの複合遊具を期待する。

新しくなった公園が、子どもはもちろん高齢者や障がいのある方々など、広く地域の方々がくつろげる空間となるようなエリアデザインを求める。遊具を中心とした公園全体のコンセプトは提案者に委ねるものとするが、特色を持ったコンセプトの提案を期待する。

【施工に関する事項】

(1) 工期

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(2) 施工計画

工程計画、施工方法等については、別紙の特記仕様書及び一般仕様書に基づき、工事を実施すること。

(3) 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に処分すること。

(4) 工事中の安全確保

公園利用者の安全を第一に考え工事箇所のバリケード、工事看板の設置、工事車両の誘導及び公園内の移動速度10km/h以下の徹底とともに、公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。

周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、近隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。

大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。

4 提案を求める範囲

(1) テーマ・整備方針

個性や好み、背景などに関わらずあらゆる子どもたちが安心して楽しみ、保護者などが安心して遊んでいる子どもたちを見守りながら利用でき、公園の性格、立地条件等に合致した遊具を中心とした公園全体のコンセプトの提案を求める。

(2) 目的物の配置計画

「3 要求要件」の【目的物に関する事項】を満たした上で、設置遊具の規模や機能の

組み合わせ、公園内の遊具配置計画等について提案を求める。

(3) デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図（完成予想イラスト）、平面図、立面図及び側面図により提案を求める。

(4) 維持管理を容易にするための提案

遊具ごとに検討するとともに、目的物全体として維持管理作業を低減できる対策の提案を求める。

(5) 安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫、また、子どもが本来想定していない遊び方をした場合の安全対策について提案を求める。

5 参考資料

(1) 位置図（資料1）

(2) 平面図（資料2）

(3) 現況写真（資料3）

※その他必要となる書類等がある場合には、質問書の提出期限（令和6年3月1日（金））までに都市計画課へ申し出ること。